

処 分 基 準

令和 2 年 1 月 1 0 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 0 条の 8 第 3 項
処 分 の 概 要：猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 7 第 3 項（教習用備付け銃に関する措置命令）、 第 1 0 条の 8 第 1 項～第 3 項（猟銃又は空気銃の保管の委託）
処 分 基 準： 猟銃等保管業者が、法第 1 0 条の 8 第 2 項において準用する法第 9 条の 7 第 3 項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問 合 せ 先：所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課092-641-4141、内3177
備 考：